

内閣府(関係府省庁における予算編成過程での検討を求める提案)

| 管理番号 | 提案区分 |            | 重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当 | 重点募集テーマ②「デジタル化」の該当 | 重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上」の該当 | 提案事項名 | 求める措置の具体的内容  | 具体的な支障事例(提案に至った背景等)  | 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等  | 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)  | 根拠法令等(支障の原因となっている規定等)  | 制度の所管・関係府省庁           | 団体名   | その他(特記事項)  | 〈追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)〉 |      |
|------|------|------------|-------------------------|--------------------|-------------------------------|-------|--|--|--|---|--|-----------------------|---|--|-----------------------------------|------|
|      | 区分   | 分野         |                         |                    |                               |       |  |  |  |   |  |                       |   |  | 追加団体名                             | 支障事例 |
|      |      |            |                         |                    |                               |       |  |  |  |   |  |                       |   |  |                                   |      |
| 99   | B    | 地方に対する規制緩和 | 12.その他                  | x                  | x                             | O     | 地域未交付金に<br>関する事業に係る申請可能な事業数について、以下2点の上限撤廃を求める。<br>①各広域リージョンの枠組みで申請できる事業を1自治体当たり37件までとする上限<br>②1広域リージョン当たりの申請可能事業数を15件までとする上限<br>なお、各広域リージョン当たりの交付上限額については、現行どおり維持することを前提とし、件数上限のみの撤廃を求めるものである。 | 中部広域リージョンでは5分野17プロジェクトの取組を検討しており、効果を中部地域全域に波及させるため、総務省からの助言も踏まえ、実施するプロジェクトには構成団体(中部10県、3政令市等)の7~8割が参加することを前提としていた。また、北陸三県広域リージョンにおいても、7分野17プロジェクトの取組を検討しており、実施するプロジェクトには全ての構成団体(北陸三県及び北陸経済連合会)が参加する予定である。<br>①各広域リージョンの枠組みで申請できる事業を1自治体当たり37件までとする上限<br>②1広域リージョン当たりの申請可能事業数を15件までとする上限<br>なお、各広域リージョン当たりの交付上限額については、現行どおり維持することを前提とし、件数上限のみの撤廃を求めるものである。  | 中部広域リージョン及び北陸三県広域リージョンの構成自治体や関係経済団体等からは、「広域的な課題に対応するためには、分野横断的な複数のプロジェクトを同時に進める必要がある」「リージョン全体で件数で1自治体あたり37件までという上限があることで、必要度の高い事業であっても見送らざるを得ない」といった意見が寄せられている。また、事業件数の制約により構成団体の参加率が低下することで、事業効果が限定的となり、結果として地域住民や事業者が享受できるサービスの質や波及効果が十分に発揮されないとの懸念が示されている。  | 各自治体及び1広域リージョン当たりの申請可能件数上限を撤廃することにより、「広域リージョン全体で検討している複数の分野・複数プロジェクトへの柔軟な対応が可能となる」「構成団体の参加率向上により、事業効果が地域全体へ波及的に波及する」「自治体間の連携が強化し、広域的な地域課題に対する持続的かつ効果的な対応が可能となる」など地域住民や事業者に対するサービスの維持・向上が図られるとともに、事業費上限を維持したまま、限られた団体の範囲内で最大限の政策効果を発揮することが期待される。 | 令和8年1月27日付事務連絡「地域未交付金(地域未交付金(地域未交付金)(令和8年1月募集)に係る実施計画等の作成及び提出について」前記2「地域未交付金」の取扱いについて「共通事項」4.広域リージョンとして実施する事業について  | 内閣府                   | 愛知県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、名古屋、静岡県、浜松市、全国知事会                   | 徳島市、宮城県、仙台市  |                                   |      |
| 224  | B    | 地方に対する規制緩和 | 08.消防・防災・安全             | x                  | x                             | x     | 災害救助法における「救助」の種類のうち「学用品の給与」を「教育」または「学びの機会」とし、対象となる内容として「学用品の給与」に加え「被災地学ば支援派遣等特種訓練(D-EST)を活用した児童生徒の学びの機会」を必要不可欠の教育活動の対象とする。う、救助範囲を拡大すること。   | 【現状】令和6年熊本地震での対応等を踏まえ、国(文科省)は、今後の大規模災害に備え、被災地の遠やかな学用品の確保を図るための教職員等の派遣枠組み(「被災地学び支援派遣等特種訓練(D-EST)」)を構築することを令和6年12月に決定し、枠組みの柱の一つに「被災地外から被災地への学校支援チームの派遣」が掲げられている。災害救助法(以下、「法」という。)による救助の対応に資する費用は、被災都道府県に対し求償できるとともに、法に基づき実施した経費は原則として国庫負担の対象となり、災害に被災地外へ派遣されるDMAT(災害派遣医療チーム)やDPAT(災害派遣精神医療チーム)が行う医療及び助産に関する活動経費が該当する。平成28年の地方分権改革に関する提案募集に「災害救助法に規定する救助の種類への「福祉」の追加」が提案され、提案による実現に至らなかったが、令和6年熊本地震の取組等を踏まえ、法改正により、法における「救助」に「福祉サービスの提供」が追加され、DMAT(災害派遣福祉チーム)の活動経費も該当することとなった。また、令和7年7月の防災基本計画の修正では、法改正を踏まえたDMAT派遣による福祉サービスの提供の追加と合わせ、被災地における学びの確保のため、応急の教育に関する活動として「教科書及び学用品の供給」等に「D-EST」を活用した教職員等の派遣」が追加された。<br>【具体的な支障事例】熊本地震では、過去の震災の経験と教訓を生かすとともに、震災時に全国から受けた支援に報いるため、災害時に被災地での学校再開を支援する学校支援チームを平成12年に設置し、この際、新潟県中越地震や東日本大震災、熊本地震、平成30年岡山豪雨、北海道胆振東部地震、そして熊本地震など、多くの大規模災害において全国の被災地にチーム(教職員等)を応援派遣し、被災地の学校再開に向けた支援を行ってきた。しかし、学校支援チームが行う被災地での学校再開支援活動は災害救助法の対象外となっており、支援活動経費については国の一般財源に頼らざるを得ない状況に陥るなど、被災地の復興や地域コミュニティの活性化に支障を及ぼすおそれがある。<br>熊本地震以降では、学校支援チームを派遣していた県を含む5県から応援派遣が行われた。国のD-EST構築の決定以降、その他の都道府県においても学校支援チームの創設・検討が進んでいると推察されるが、異なるチーム創設のためには、学校支援チームの活動経費が執行課題とならなければならないことが不可欠と考える。また、防災基本計画において、応急の教育に関する活動には「教科書及び学用品の供給」等の物的支援とD-ESTによる教職員等の派遣、等の人的支援の両方が必要とされているにもかかわらず、法の救助には「学用品の給与」しか規定されていないのは、不整合と考える。 | 【現状】令和6年熊本地震での対応等を踏まえ、国(文科省)は、今後の大規模災害に備え、被災地の遠やかな学用品の確保を図るための教職員等の派遣枠組み(「被災地学び支援派遣等特種訓練(D-EST)」)を構築することを令和6年12月に決定し、枠組みの柱の一つに「被災地外から被災地への学校支援チームの派遣」が掲げられている。災害救助法(以下、「法」という。)による救助の対応に資する費用は、被災都道府県に対し求償できるとともに、法に基づき実施した経費は原則として国庫負担の対象となり、災害に被災地外へ派遣されるDMAT(災害派遣医療チーム)やDPAT(災害派遣精神医療チーム)が行う医療及び助産に関する活動経費が該当する。平成28年の地方分権改革に関する提案募集に「災害救助法に規定する救助の種類への「福祉」の追加」が提案され、提案による実現に至らなかったが、令和6年熊本地震の取組等を踏まえ、法改正により、法における「救助」に「福祉サービスの提供」が追加され、DMAT(災害派遣福祉チーム)の活動経費も該当することとなった。また、令和7年7月の防災基本計画の修正では、法改正を踏まえたDMAT派遣による福祉サービスの提供の追加と合わせ、被災地における学びの確保のため、応急の教育に関する活動として「教科書及び学用品の供給」等に「D-EST」を活用した教職員等の派遣」が追加された。<br>【具体的な支障事例】熊本地震では、過去の震災の経験と教訓を生かすとともに、震災時に全国から受けた支援に報いるため、災害時に被災地での学校再開を支援する学校支援チームを平成12年に設置し、この際、新潟県中越地震や東日本大震災、熊本地震、平成30年岡山豪雨、北海道胆振東部地震、そして熊本地震など、多くの大規模災害において全国の被災地にチーム(教職員等)を応援派遣し、被災地の学校再開に向けた支援を行ってきた。しかし、学校支援チームが行う被災地での学校再開支援活動は災害救助法の対象外となっており、支援活動経費については国の一般財源に頼らざるを得ない状況に陥るなど、被災地の復興や地域コミュニティの活性化に支障を及ぼすおそれがある。<br>熊本地震以降では、学校支援チームを派遣していた県を含む5県から応援派遣が行われた。国のD-EST構築の決定以降、その他の都道府県においても学校支援チームの創設・検討が進んでいると推察されるが、異なるチーム創設のためには、学校支援チームの活動経費が執行課題とならなければならないことが不可欠と考える。また、防災基本計画において、応急の教育に関する活動には「教科書及び学用品の供給」等の物的支援とD-ESTによる教職員等の派遣、等の人的支援の両方が必要とされているにもかかわらず、法の救助には「学用品の給与」しか規定されていないのは、不整合と考える。 | 災害により被害を受けた者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする法の目的に鑑み、学校支援チームの被災地支援活動も法の対象とすることで、大規模災害でもあっても被災地の子どもの学びの継続、学校の早期再開を図ることができる。  | 災害救助法第4条、第20条、災害救助法施行令第3条、災害救助法による救助の種類、方法及び期間並びに実施手続の基準第10条(平成25年10月1日付け内閣府告示第228号)、災害救助事務取扱要領、今後の大規模災害に備えた被災地における教職員等による学び支援派遣等の枠組みの構築に向けて(併録)(令和6年12月24日付付事務連絡) | 内閣府、文科省               | 兵庫県、北海道、岩手県、宮城県、福島県、埼玉県、千葉県、滋賀県、京都府、神戸市、兵庫県、徳島市、川西市、加東市、播磨市、市川町、香南市、岡山県、熊本県 | 石川県、岐阜市  |                                   |      |
| 238  | B    | 地方に対する規制緩和 | 08.消防・防災・安全             | x                  | x                             | x     | 災害救助事務取扱要領に定めるDMAT及びDPA等の活動内容に関して、求償の対象となる活動の拡大を求める。   | DMAT(災害派遣医療チーム)等の活動のうち災害救助法の求償の対象となるのは、応急的医療に従事した場合のみとされているが、DMATの一連の活動の中で対象、対象外の活動と経費を切り分けることが非常に困難で、多くの労力を要している。また、これらの確認を行う被災自治体でも、その確認作業が大きな事務負担となっている。<br>【支障の解決策】国を連ねて被災都道府県から要請されたDMAT(災害派遣医療チーム)やDPAT(災害派遣精神医療チーム)等の派遣については、求償の対象が応急的医療に限られているが、災害対策本部での活動や病院支援などの関連業務も、その実施に不可欠であるため、災害救助法に基づき求償の対象とすること。   | 派遣自治体、被災自治体の双方で事務担当者の作業負担が軽減される。   | 災害救助法、災害救助法による救助の種類、方法及び期間並びに実施手続の基準、災害救助事務取扱要領   | 内閣府  | 兵庫県、山形県、全国知事会、中国地方知事会 | 北海道、岐阜県、岐阜市、滋賀県、兵庫県、高知県   | ODMAT等の活動のうち災害救助法の求償の対象となるのは、応急的医療に従事した場合のみとされているが、DMAT等の一連の活動の中で対象、対象外の活動と経費を切り分けることが非常に困難で、多くの労力を要している。また、これらの確認を行う被災自治体でも、その確認作業が大きな事務負担となっている。 |                                   |      |